

大学評価分科会報告書

申請大学名 日本赤十字広島看護大学

[基準1] 理念・目的

◎評価に際し留意すべき事項

[基盤評価]

- ①学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。
- ②高等教育機関として大学が追求すべき目的（※）を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。
※ 「大学基準の解説」基準1、学校教育法第83条、第99条等参照
- ③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること。

[達成度評価]

- ①当該大学、学部・研究科の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。
- ②理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

<概評>

貴大学の目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与する」と学則に定めている(資料1-1、第1条)。この目的に沿って学部・研究科の教育理念・教育目的を定めている。

学部の教育理念は、「豊かな人間性と幅広い教養を涵養し、学問的基盤に立ち、生命の尊厳と人類の英知を基調とした真のヒューマン・ケアリングの実践、教育・研究の領域において、リーダーシップを発揮できる基礎的能力の育成を目指す」と定め、教育目的は、2013(平成25)年9月開催の「経営会議」(資料1-2)において教育目的の見直しを行い、「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用能力を育むことにより、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与する」と明確に示している。

研究科の目的は、建学の精神に則り、「広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した完成と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人びとの健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与すること」と定めており(大学院学則、資料1-6、第1条)、教育理念・目的は「修士課程は、広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養すると共に、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うことを目的とすると定めている(大学院学則、資料1-6、第6条)。

以上のような理念・目的は、公的な刊行物である『Campus Life Handbook』(資料1-2、鏡文)やホームページ等によって、学生、教職員、受験生を含む社会一般に対して公表されている。

教育理念・目的の適切性について、学部においては、教授会や「教務委員会」(資料1-16 資料4)、研究科においては研究科委員会で検討されている。さらに、教育の質を保証するため、人材育成目標等を審議するために、2013(平成25)年9月に「教育の質保証委員会」(資料1-16 資料11)を設置し、検証して

いる。

<長所として特記すべき事項>

・なし

<努力課題>

・なし

<改善勧告>

・なし

[基準2] 教育研究組織

◎評価に際し留意すべき事項

[達成度評価]

- ①教育研究組織は、当該大学、学部・研究科等の理念・目的を実現するためにふさわしいものであるか。
- ②教育研究組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

<概評>

貴大学は、1学部1研究科の看護単科大学であり、教育研究の基本組織として、看護学部看護学科および大学院看護学研究科(修士課程)を設置している(資料2-1、2-2)。看護学部は、一般教養、専門基礎および専門領域である看護学の3つに区分し、さらに看護学は9領域(分野)に区分している。大学院は、教育研究コースと専門看護師コースの2コースあるが、教育研究組織としては学部の9領域が研究コースの9領域、あるいは専門看護師コースの4領域を兼務して行われている(資料2-3、資料1-7 p.50)。

貴大学の教育理念である「ヒューマン・ケアリング」を基軸とした活動をする組織として、ヒューマン・ケアリングセンターを設置しており、専門職や地域住民を対象とした地域支援室においては「ともに学ぶ、共に成長する」ことを目指している。また、2010(平成22)年度には高齢社会の進展に対応するため、ヒューマン・ケアリングセンターに摂食・嚥下障害認定看護師教育課程(定員30人)を開設している(資料2-10)。これら学部、大学院、ヒューマン・ケアリングセンターの組織は、教育理念・目的を実現させるために機能している。

さらに、校内教育施設として看護シミュレーションセンターを有しており、教授会に属する「看護教育開発委員会」が運営を担っている(資料2-11)。その他、英語の自己学習を支援する語学学習支援センターを設け、総務課の管理のもと赤十字資料館を有している(資料2-1、2-2)。

教育研究組織の充実においては、地域包括ケアの時代であることから、創造的に役割を担う看護職の育成を目指しており(点検・評価報告書 p.7)、かつ講座内で意見を出しやすく、助手・助教においてもお互いが勉強し合える体制づくりを目指し(資料2-12)、領域制から大領域制への再編した(資料2-13、実地資料)。

これら教育研究組織の適切性については、教授会・研究科委員会において検証を行ったうえで、経営会議の議を経て学長が最終的に決定している。また看護教育開発委員会や教育の質保証委員会等の各種委員会からの教員組織の適切性に関わる意見については、学長・学部長・研究科長が聴取している(実地資料2-3)。

<長所として特記すべき事項>

- ・なし

<努力課題>

- ・なし

<改善勧告>

・なし

[基準3] 教員・教員組織

<評定>

大学全体 [S A B C 不能]

看護学部 [S A B C 不能]

看護学研究科 [S A B C 不能]

◎評価に際し留意すべき事項

[基盤評価]

①採用・昇格の基準等において、法令（※）に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。

※ 学校教育法第92条、その他大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等の関係法令参照。

②組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。

③当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令（大学設置基準等）によって定められた必要数を満たしていること（※）。

※ 【法令によって定められた必要数】

大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準及びこれらに付随する文部科学省告示等参照。

④特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること。

※ 大学設置基準第7条第3項

[達成度評価]

①専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求める教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。

②方針と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。

③教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいるか。

④教育研究、その他の諸活動（※）に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。

※ ここでいう諸活動とは、社会貢献、管理業務などを含む教員に求められる様々な活動を指す。

授業方法の改善等、教育内容・方法の向上を意図した取り組みについては、「基準4」（3）で取り扱う。

⑤教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めているか。

⑥教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。

<概評>

大学として求める教員像は、赤十字の理念を深く理解し人道的見地から行動できる人材、教育・研究・地域貢献・大学運営に貢献する意欲と能力を有する人材であり、「看護大学・短期大学における教育職の選考基準」（資料3-2）と「日本赤十字広島看護大学教員選考基準規程」（資料3-3）に基づき教員の採用や昇格の選考が行われている（資料3-2、資料3-3）。具体的な教員組織の編制方針として、2015（平成27）年9月に「教員人事の基本方針について」を定めた（実地資料3-4）。

教員選考は学部、研究科ともに、手続き、基準を明文化している（資料3-15、3-17）。教員の募集にあたっては、公募要領を作成し、大学ホームページ、研究者・人材データベースを活用し、透明性を担保している（資料3-24）。

大学として組織的な教育を実施するために、学長のリーダーシップのもと、学部においては学部長が学部運営を行うこととし（資料3-6、3-3）、研究科においては研究科長が、「研究科委員会・研究科教員会議運営規程」に沿って研究科運営を行っている（資料3-12）。

専任教員数は、大学設置基準および大学院設置基準の必要専任教員数を満たしており、専任教員1人あたりの在籍学生数は12.8人と適正である。また専任教員の年齢構成は、50歳以上の教員が36.5%、40歳台が36.5%であり、特定の年齢層に偏りなく配慮されている（資料3-5）。

教員の質向上を図るために、「FD/SD委員会」を中心に活発に研修会が設けられ、教職員の参加度も高い（資料3-23 <資料6、10>）。特に、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動において、科学研究費など研究助成獲得に向けた研究計画書の作成のために研修会を開催し、教員の研究活動の支援を行っている。これらの取り組みが科学研究費等の外部資金研究費の採択率増加につながっている（資料3-36）。また、教員の教育・研究活動に対しては、職務専念義務免除制度により博士の学位取得を勧める等、支援体制が整備されている（資料3-33）。なお、教員の自己評価による業績評価を実施しており（資料3-26）、今後は教員の昇任・昇格の際に一部使用することとしている（実地資料3-14）。

教員組織の適切性については、「経営会議」、教授会、「看護系領域長会議」「教務委員会」で審議され（資料3-16）、改善に向けて検討されている。

<長所として特記すべき事項>

- ・なし

<努力課題>

- ・なし

<改善勧告>

- ・なし

[基準4] 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<評定>

大学全体 [S A B C 不能]

看護学部 [S A B C 不能]

看護学研究科 [S A B C 不能]

[基盤評価]

- ①理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件（卒業要件・修了要件）等を明確にした学位授与方針を設定していること。
- ②学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定していること。
- ③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。

[達成度評価]

- ①学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は関連しているか。
- ②教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。

<概評>

大学全体

教育理念・目的を踏まえて、学部・研究科ごとに学位授与方針（ディプロマポリシー）が設定されている。

また、学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、カリキュラム概念図で示されている（資料4-1-2、p.12）。期待する学習成果、達成のための要件は、学位授与方針のもとに卒業、修了要件を学則（資料1-1、第37条、40条）に定め、『Campus Life Handbook』（資料4-1-2、pp.14-21）に明示している。研究科においては、学位授与方針が『履修ガイド』（資料4-1-7、p.48）に示されている。さらに、これらの方針は、ホームページによって学生、教職員や受験生を含む社会一般に公表をされている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証は、学部では、「教務委員会」、教授会の審議により、行われている。研究科では、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証は、研究科委員会や「教務小委員会」で審議されている。

看護学部

学位授与方針としては、ヒューマン・ケアリングの理念に基づく看護実践能力などの6つの能力を身につけることを定めており、貴大学のヒューマン・ケアリングの理念に基づき、教育課程の編成・実施方針としては、「人間の理解・知を深める・関係を深める・技を駆使する」の4つの領域により教育課程が構成

されることを示している。

学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との一貫性が認められる。

適切性についての検証は、「教務委員会」または「教務小委員会」や教授会または研究科委員会で審議され、検証結果を学長および学部長または研究科長に報告するなどして、これまで編入学制度の廃止等の改革につなげている。また、2014（平成 26）年 2 月には「学部 4 年生及び教職員に対するアンケート調査」（資料 4-1-12）を実施し、カリキュラム編成に関する 9 つの質問項目を設け、教育課程の編成について確認している。

看護学研究科

「生命の尊厳・人類の叡智」を基調としたヒューマン・ケアリングを教育理念に掲げ、教育・研究者コースでは、人間の尊厳と権利を擁護し、高い倫理観をもとに問題を探求する能力を持つことなど 4 つの能力を身につけること、専門看護師（CNS）コースは、これらに加えてさらに 2 つの能力を身につけることをそれぞれ学位授与方針として定めている。その内容は、学士課程における学修内容を発展させる構成となっている（資料 1-7 『大学院履修ガイド』p. 1、48）。

また、教育課程の編成・実施方針は、9 つの専攻領域からなる教育・研究者コースと 4 つの専攻領域からなる専門看護師（CNS）コースとして編成することを定めており、学位授与方針との一貫性が認められる。

適切性についての検証は、研究科委員会や「教務小委員会」で審議され、学位授与方針を明文化するなど改革・改善につなげている。

<長所として特記すべき事項>

・なし

<努力課題>

・なし

<改善勧告>

・なし

[基準4] 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

<評定>

大学全体 [S A B C 不能]

看護学部 [S A B C 不能]

看護学研究科 [S A B C 不能]

[基盤評価]

- ①【学士】幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること。
※ 大学設置基準第19条第2項
- ②【修士・博士】コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていること。
※ 大学院設置基準第12条
- ③【専門職】理論教育と実務教育を適切に組み合わせ、教育を行っていること。
※ 専門職大学院設置基準第6条

[達成度評価]

- ①教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか。
(評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する)
 - ・ 学生の順次的・体系的な履修への配慮
- ②教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。

<概評>

大学全体

看護学部の教育課程は、「人間」を理解する領域、「知」を理解する領域、「関係」を理解する領域、「技」を駆使する領域の4領域で編成しており、基礎的な看護実践能力の獲得を目指している。大学の理念・目的に沿った国内外でのボランティア活動の基盤となる知識や技術を学習する「ヒューマン・ケアリング特論」の配置をし、授業科目を順次的体系的に配置し、看護学領域で必要な科目を系統的に履修できるよう配慮されている(資料1-2、pp.42-43)。このことから、教育内容は大学設置基準第19条を満たす幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成され、看護学の深奥を追求する教育課程が組まれている。

また、研究科においては、共通基礎科目、共通専門科目、領域別専門科目を配置し、「教育・研究者コース」と「専門看護師コース」の各コースでコースワークとリサーチワークのバランスに配慮したプログラムとなっている。

教育課程の適切性の検証は、学部では、定期的に「教務委員会」や教授会でされている(資料4-2-2<資料4>)。また、研究科では、研究科委員会や「教務小委員会」が責任主体となり審議されている。

看護学部

看護師教育課程に加え、保健師教育課程(履修者枠30名)、助産師教育課程(履修者枠10名)、国際救

援・開発協力看護師コース（履修者枠 20 名）の教育課程が編成されている。教育内容は、教育課程の編成・実施方針に基づき編成されており、赤十字の理想とする人道の理念を学ぶため、「赤十字のあゆみと活動、赤十字救護・援助方法」などを必修科目として位置づけたり、2012（平成 24）年度には国際救援・開発協力看護師コースを設定するなど、大学の特色を出している（資料 1-3 pp. 42-43）。

語学を除く一般教育科目は 1 年次に履修できるように順次的に配置されている。また、中等教育からの橋渡し科目として、「生物、物理」の科目を設定したり、「文章表現法、情報リテラシー」など、大学での学修に必要な能力を高める科目を設定し共に 1 年次に配置するなど、学士課程への導入教育が丁寧に行われている（資料 1-3 pp. 42-43）。

看護の基本的概念である「人間・社会」を学ぶ科目として、「人間の存在、社会の構造と機能、教育人間学」など、従来多くの大学で掲げる科目名とは異なる切り口で特色を出しており、これらの科目も後に学ぶ科目の基盤となるよう、体系的な履修への配慮がなされている。専門科目では、学生が身につける看護実践力として「看護技術力、看護判断力、コミュニケーション力、ヒューマン・ケアリングな関係形成力、チーム構築力」の 5 つを定め、体系的な教育課程が編成されている。

教育課程の適切性についての検証は、「教務委員会」が主体となり、学生および教職員に対するアンケート調査等をもとに、確認している。

看護学研究科

教育課程は、共通基礎科目、共通専門科目、領域別専門科目の区分により構成され、共通基礎科目と共通専門科目と合わせて 16 科目が開設されており、「看護研究Ⅰ」と「ケアリング哲学・倫理」以外の 14 科目は、選択科目として学生が学修ニーズに合わせて自由に履修できるよう配慮されている。2012（平成 24）年度には『災害看護専門看護師コース』を開講しており、大学の教育理念と合致している。

また、1 年次には、共通基礎科目や専門的知識を体系的に履修（コースワーク）できるよう、2 年次には修士論文をまとめるために「特別研究」が履修（リサーチワーク）できるような教育課程となっている。大学院設置基準第 14 条の適用を受ける学生への対応については、金曜日と土曜日に開講するなど社会人学生の履修に配慮している。

教育課程の適切性については、「教務小委員会」で検証に取り組み、その結果を研究科委員会で審議している。

<長所として特記すべき事項>

・なし

<努力課題>

・なし

<改善勧告>

・なし

[基準4] 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

<評定>

大学全体 [S A B C 不能]

看護学部 [S A B C 不能]

看護学研究科 [S A B C 不能]

[基盤評価]

- ①当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること。
- ②【学士】1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満に設定していること。これに相当しない場合、単位の実質化を図る相応の措置がとられていること。
- ③【修士・博士】研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っていること。
- ④授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生にあらかじめこれを公表していること。
- ⑤授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。
- ⑥既修得単位の認定を、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。
- ⑦教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。

[達成度評価]

- ①教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において、適切な教育方法をとっているか。
- ②単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげているか。
- ③教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。

<概評>

大学全体

学部・研究科ともに教育目標を達成するために必要となるカリキュラムにおける授業形態として、講義から演習、演習から実習へとつながるよう、体系的に編成されている。シラバスは、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにし、統一した書式により確認できるようになっている。2013(平成25)年度からは「到達目標」と「予習・復習内容」の記載を追加している(資料4-3-27)。あわせて、シラバスの内容は「教務委員会」による第三者チェックを行っている。

入学前の既修得単位の認定基準は、編入学・転入学除く者については、60単位を超えない範囲に定められている。

教育内容・方法の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会として、2014(平成25)年度からは「看護教育開発委員会」を設置し看護教育力を高めるための具体的な研修会が積極的に行われている(資料3-28)。

教育内容・方法については、臨床看護師を活用した臨床実践能力を高める工夫や学生自身が、自己評価しながら繰り返し学修のできる様々な教育方法の改善を不断に行っている。

看護学部

学習成果を高めるために、講義科目では少人数クラス授業を実施したり、OSCE（客観的臨床実践能力試験）の実施、模擬患者の導入、シミュレーターの活用、臨床看護師の演習サポート、VODシステム、ICTを用いた教育方法等、多彩な教育方法を導入しており、創意工夫されていることは評価できる（資料4-2-4）。加えて、大学と実習施設との連携を図り、相互に学び合う場として、実習施設との連携会を年に1回開催し、各年のメインテーマについてグループワークや意見交換を行っている（実地資料4-2-9, 4-2-9 追加資料1～2）。

また、実習科目においては、実習期間中1グループに1名の教員を配置する体制を整備しており（資料4-3-13）、すべての実習でポートフォリオシート（資料4-3-12）により担当教員が実習前・中・終了後に面接を行うなど、継続した丁寧な指導がなされている。

シラバスは作成要領（資料4-3-16）により留意点を示し、第三者がチェックする体制を整えるなど工夫がなされている（実地資料4-3-1）。各科目の評価方法・基準はシラバスに明記され、単位認定については『Campus Life Handbook』（資料1-3 p.33）により学生に提示している。なお、「教務委員会」において学生個別の成績や各科目の成績評価の分布を確認したうえで、教授会で成績評価の適切性を検証している。

学生にはウェブページによる授業評価アンケートを無記名で実施し、シラバスと実際の授業との整合性を確認するなど、教員が教育内容や方法等を振り返る機会を積極的に設定している。また、その結果は学生にも学内ホームページで公開されている（資料4-3-18）。

看護学研究科

大学院の授業は、演習やプレゼンテーション、討議といった方法で行われることが多いため、2コマ連続の隔週講義にするなど、積極的な改善に取り組まれている。研究指導は研究テーマに合わせて、指導教員と副指導教員の2名体制で行われており、多角的な指導が可能となっている。

シラバスは統一した書式により明記されている。学生には入学時にシラバスに基づいてガイダンスが行われており、修士論文・課題研究の進め方、審査方法、審査規準、計画書・論文執筆要領は、『大学院履修ガイド』（資料1-7 pp.35-37）に集約して記載されており、大学院学生への周知が適切になされている。

履修科目の上限は半期で最大24単位とされており、指導教員が個別に履修相談を行い、適切に学修計画が立てられるように配慮されている。また、研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導が行われている（『履修ガイド』pp.35-37）。成績評価については、シラバスで提示している内容・方法に基づき行われており、単位の設定も基準に則している。また、単位の認定は前期・後期に分けて、研究科委員会で審議したうえで決定されている。

教育内容や方法等の改善に向けての検証は、担当教員の責任において行われていたり、学生への授業アンケートを活用しているが、大学院学生の履修生は少ないうえ、回収率は54%と低く、今後は他の方法の併用を含め、検証プロセスを構築し、改善に結び付けていくことが望まれる（資料4-3-31）。

<長所として特記すべき事項>

看護学部

・実習施設との連携会を開催し、学内の講義・演習や実習の企画における工夫点を紹介したうえで、実

習施設と大学とのグループワークを通して効果的な実習指導について共に考え、学び合う機会を設けている（実地資料 4-2-9, 4-2-9 追加資料 1～2）。また「赤十字看護教育サポーター」制度を（資料 4-3-3）活用して、学内の演習に臨床看護師が参加することにより、臨地実習前に学生の学修内容や学習のレディネスを把握することができ、その後続く臨地実習指導につなげていることは評価できる。また、OSCEを実習前、卒業前に導入しており、学生の看護実践能力を育て、自覚していく教育方法をとっていることは、学生の学習効果を高めることにつながったと評価できる。

<努力課題>

- ・なし

<改善勧告>

- ・なし

[基準4] 教育内容・方法・成果 (4) 成果

<評定>

大学全体 [S A B C 不能]

看護学部 [S A B C 不能]

看護学研究科 [S A B C 不能]

[基盤評価]

- ①卒業・修了の要件を明確にし、履修要綱等によってあらかじめ学生に明示していること。
- ②【修士・博士】学位授与にあたり論文（または特定の課題についての研究の成果）の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文（または特定の課題についての研究の成果）であるか否かを審査する基準を、あらかじめ学生に明示していること。

[達成度評価]

- ①課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努めているか。
- ②学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。

<概評>

大学全体

卒業、修了要件は明確に、学部については『Campus Life Handbook』、研究科については『大学院履修ガイド』で明確に記載され、学生に明示している（資料1-2、pp.14-17、資料1-7、pp.39-40）。研究科については、修士論文、課題研究共に審査基準はあらかじめ学生に提示されている（資料1-7、pp.38-40、資料4-4-11）。

学習成果を測定するための評価指標として、学部においては、「看護実践力を俯瞰するマップ（資料4-2-4、p.54）」を作成し、これに基づき評価し、また、研究科においては、授業終了後のレポートや、修士論文の学会発表や学術誌への投稿による採択率を採用している。

学位授与にあたっては、学部においては教授会、研究科においては研究科委員会で審議し、学長の責任において行われることが明文化され、手続きに従って学位授与されている（資料1-1、37条、資料1-6、27条）。

看護学部

卒業の要件は、学則および学位規程により定められており、『Campus Life Handbook』（pp.14-17、94-96）により学生に明示されている。学位授与については、教授会において規程に基づき、必要な単位を修得できていることを判定し、学長が行っている。

学習成果を測定するための評価指標として、科目の単位修得の認定以外にも、卒業前OSCEにおける評価、看護基本技術項目と達成レベルの評価、実習における学修ポートフォリオの3点により積極的な評価がなされている。また、5つの期待される能力と各学年の到達目標・評価基準を明らかにした「看護実践力を俯瞰するマップ（資料4-2-4、p.54）」を作成し、これに基づき評価するなど、実践力という捉えにくい側面について指標をもって適切に評価しようと努めている。なお、4年生に対して実施したアンケート

一ト調査結果（資料4-4-12）を点検・評価の指標としている。

多くの卒業生が実習施設や赤十字関連の病院に就職している点を生かし、就職先での評価に関しても年1回の聞き取りを行っているが、今後は卒業生の自己評価や就職先からの客観的な評価等も進めていくことに期待する。

看護学研究科

学位授与については、大学院学則および学位規程により定めており、条件や論文の審査規準については、修士論文と課題研究に分け、それぞれ『大学院履修ガイド』（資料1-7）において学生に明示されている。

論文審査は、一次審査（最終試験）二次審査が行われ、一次審査は主査1名と副査2名の計3名体制で行われる。これまで主査は研究指導教員が、副査は副指導教員と当該学生の専攻領域以外の研究科委員が担当していたが、審査の客観性、厳格性を高めるために、2013（平成25）年度からは主査と副査の1名は当該学生の専攻領域以外の研究科委員、他の副査1名は研究指導教員が務めるように変更され、適切に実施されている。さらに、二次審査は修士論文審査委員会で行われる旨が明記されている（『大学院履修ガイド』pp. 38-39）。各審査に必要となる提出書類の種類や提出時期等については、履修ガイダンスなどで学生に説明されている。また、2013（平成25）年度からは、修士論文および研究計画書の事前検討会が開始され、丁寧な指導がなされている。

学生の学習成果の評価指標として、授業終了後のレポートや、修士論文の学会発表や学術誌への投稿による採択率を採用しているが（資料4-4-7）、看護系学術雑誌に掲載された者は89名中7名であり、活発化に向けた対策の検討が望まれる。専門看護師コースの修了生については、修了後の専門看護師としての認定審査の合格の有無による評価を取り入れており、合格率は80%である（資料4-2-15）。なお、学生を対象とした授業評価アンケート結果（資料3-35）も点検・評価の指標としている。

<長所として特記すべき事項>

・なし

<努力課題>

・なし

<改善勧告>

・なし

[基準5] 学生の受け入れ

<評定>

大学全体 [S A B C 不能]

看護学部 [S A B C 不能]

看護学研究科 [S A B C 不能]

[基盤評価]

- ①理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。
- ②公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。
- ③学生募集、入学者選抜の方法が、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものであること。
- ④【学士】学部・学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.00である(※)。
また、学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である(※)。
※ 【定員超過の場合の提言指針】
《実験・実習を伴う分野(心理学、社会福祉学に関する分野を含む)》
1.20以上：努力課題
1.25以上：改善勧告
《医学・歯学》
1.00を超える：努力課題
1.05以上：改善勧告
《上記以外の分野》
1.25以上：努力課題
1.30以上：改善勧告
※ 【定員未充足の場合の提言指針】
《全て》
0.9未満：努力課題
0.8未満：改善勧告
- ⑤【学士】学部・学科における編入学定員に対する編入学生数比率が1.00である(※)。
※ 【定員超過の場合の提言指針】
《未完成学部を除く全て》
1.30以上：努力課題
※ 【定員未充足の場合の提言指針】
《未完成学部を除く全て》
0.7未満：努力課題
- ⑥【修士・博士・専門職学位課程】大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である(※)。
※ 【定員超過の場合の提言指針】
《修士・博士・専門職学位課程》
2.00以上：努力課題

※ 【定員未充足の場合の提言指針】

《修士課程》

0.5 未満：努力課題

《博士課程》

0.33 未満：努力課題

[達成度評価]

- ①学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性がとれているか。
- ②学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。

<概評>

学部・研究科それぞれに学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を定め、看護学部の学生の受け入れ方針は「看護学を学ぶための基礎的な学力や真摯に学修を継続できる力を有する人」などと定め、公刊物やホームページで公表されるとともに、募集要項やオープンキャンパス、説明会等においても学内外に周知している（資料5-1、5-2）。研究科に関しては、2012（平成24）年度から説明会を開催し、個別面接により情報提供を行うなど、受験生に対して公正な機会を保障する努力がなされている（資料5-10）。

学生募集方法の全学的な取り組みとして、教員と入試課の職員がチームを組んで広島県内および中国・四国地域の高等学校を個別訪問し、教育理念や学生の受け入れ方針、教育の特色に関する広報活動を含めた募集活動をしている（資料5-4）。

入学者選抜方法は多様な方法を設け、実施に際しては学長、学部長、入学試験委員会を中心に入試課と協働しながら、すべての教職員が業務に従事している（資料5-9）。

定員管理については、看護学部において、定員管理の適正化に努めており、年々改善が図られている（実地資料5-7）ものの、過去5年間の入学定員に対する入学者比率の平均が1.22と高いので、改善が望まれる。看護学研究科の入学定員は10名であり、過去5年間の入学生数の平均は10.2名となっていることから、適切であるといえる（資料5-12）。

学生の受け入れの適切性については、学部では「入学試験委員会」「学生募集委員会」にて検証している（資料5-3<資料1、3>、資料5-13）。また、看護学研究科においては、研究科長、入試小委員長および学長が適切性を確認している。

<長所として特記すべき事項>

- ・なし

<努力課題>

- ・看護学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は1.22と高いので、改善が望まれる。

<改善勧告>

・なし

[基準 6] 学生支援

<評定>

[S A B C 不能]

[基盤評価]

①学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。

[達成度評価]

①修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。

②方針に沿って、修学支援、生活支援、進路支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。

(評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する)

<修学支援>

- ・ 留年者及び休・退学者の状況把握と対処
- ・ 学生の能力に応じた補習・補充教育の実施
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援の実施
- ・ 奨学金等の経済的支援の実施

<生活支援>

- ・ 学生相談室等、学生の相談に応じる体制の整備、学生への案内
- ・ 各種ハラスメント防止に向けた取り組み

③学生支援の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。

<概評>

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送れるように、「学生支援委員会」が中心となって、「学生が有意義な学生生活を送れるようにチューターを中心に、学修や生活面、将来の就職などについて相談に乗り、支援する」など修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を定め（資料6-1<資料5>）、「就職指導の手引き」（実地資料6-2）等の配付に加え、教員会議で報告し周知している。

学生への修学支援は、チューター制を採用して、再履修者への支援等、学修支援体制を充実していると認められ、特に退学者・休学者の在籍者数に対する割合が1%を下回っていることから、組織的に取り組まれていることがうかがえる（資料6-4）。このことは、『Campus Life Handbook』に掲載することで学生へ周知しており、加えて貴大学独自の特待生制度を設けるなど、支援体制の幅を広げている（資料6-2、pp. 57-60）。

健康サポート体制についても、保健室の健康相談員、学生相談室のカウンセラー、チューターが連携を図り学生の相談に応じている。2010（平成22）年度から設置された相談室の利用人数が増加傾向にあることや、教職員も利用している実態を踏まえ、対応できる日数を増やすなどの支援の充実を期待したい（資料6-8）。また、定期健康診断を実施し、学生の健康保持に留意するとともに、相談体制を整備するなど、ハラスメント防止対策が講じられている。

進路支援についても、チューターや領域ごとの担当教員が中心となって個別指導を行い、キャリア支援に関する組織体制を整備して、就職希望学生の就職率 100%を達成している。また、全学年の学生を対象に学生の社会的・職業的自立のための講演会を就職ガイダンスにあわせて開催している（資料6-11）。

これらの取り組みについては、「チューターの役割」（資料4-3-6）や「就職指導の手引き」（資料6-10）に基づき行われ、その取り組みについては、「学生支援委員会」が中心となって検証を行い、チューター会議においてその役割を見直す等、改善につなげている（資料1-16-資料5）。

<長所として特記すべき事項>

- ・なし

<努力課題>

- ・なし

<改善勧告>

- ・なし

[基準7] 教育研究等環境

<評定>

[S A B C 不能]

[基盤評価]

- ①校地および校舎面積が、法令上の基準（大学設置基準等）を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していること。
- ②大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うために、図書館において必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えていること。
- ③図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な知識を有する専任職員を配置していること。
- ④専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給していること。
- ⑤専任教員のための研究室を整備していること。

[達成度評価]

- ①学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を、当該大学、学部・研究科の理念・目的を踏まえて定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。
- ②方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。
(評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する)
 - ・ バリアフリーに対応する等、施設・設備の安全性、利便性を向上させるための取り組み
 - ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他の図書館とのネットワークを整備する等の、学術情報へのアクセスの充実
 - ・ 座席数・開館時間など、学生の学修に配慮した図書館利用環境の整備
 - ・ 研究専念時間の設定等、教員の研究機会の保障
 - ・ ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の人的支援
 - ・ 研究倫理に関する規程の整備、研修会の開催、学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透させるための措置
- ③教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。

<概評>

教育研究環境整備の方針は、中期計画において「良好な教育研究環境を維持するための長期的視点にたった施設設備の計画的推進」などと定めている（資料7-1、点検・評価報告書 p.57）。

校地および校舎面積はもとより、大学、学部・研究科などが教育研究活動を行うために必要なハード部分は整備されており、地域住民へ解放するなど学生にとって学びやすい環境である（資料7-3）。点字ブロック、車椅子で操作できるスロープ、点字でのエレベーターの案内などの設備等、バリアフリーへの対応がとられている（点検・評価報告書 p.58）。また、施設・設備の管理は管理業務の委託により行い、点検・更新が定期的に行われており、施設・設備の安全性、利便性向上に関する取り組みを行っている。

図書館における図書、学術雑誌は十分な質・量を確保しており、学生の利用の頻度も高い（資料7-10、7-11、7-19）。また、図書館においては、専門的な知識を有する専任職員を配置し、平日は20時、土曜

日は17時まで開館しているため、授業を終えた学生や、臨地実習から大学に戻ってきた学生および教員が利用できるような環境が整備されており、これらの状況から学生・教職員のみならず卒業生や一般の方の利用も多い(資料7-9～資料7-14)。国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備については、国立情報学研究所の目録システムに参加し、国内の教育研究機関との間で学術情報の相互提供を実施している。また、図書館、研究室、自宅からいつでも図書館の蔵書が確認でき、所蔵のない文献に関してはパソコンによる手続きで、学術情報へのアクセスは整備されている。さらに、専任教員に対しては講師以上の教員全員に個人研究室が整備され、個人研究費の配分額は確保されている(資料7-19、7-20)。教員は教育、学会や研修活動、委員会や会議活動、社会活動等のさまざまな職務を並行し、工面しながら研究に専念する時間の確保を行っている(点検・評価報告書p.61)。一方、2009(平成21)年には「衛生委員会」を設置し、教職員の健康管理に関する調査審議がされ、2014(平成26)年度には「心の健康問題により休業した職員の職場復帰支援プログラム」を整備するなどの実践的な活動を行っている(資料7-4、資料7-6)。

人的支援として、「教育・研究者コース」の大学院学生が専攻領域の講義、演習を担当教員の指導のもとに学部生に実施している(資料7-16)。さらに臨床看護師による学修サポート制度を取り入れている(資料7-17)。

研究倫理に関しては、研究倫理審査要項(資料7-22)に基づき、「研究倫理審査委員会」(資料7-23)が設置され審査が行われている。また、「利益相反委員会」を設置し、利益相反に係る管理体制を整備している(資料7-26)。研究倫理に関する研修会を2015(平成27)年9月に開催し、教員に研究倫理を浸透させるための措置が講じられている(実地資料7-1、7-4)。

教育研究環境の適切性の検証については、各委員会で検討し、教授会を経て「経営会議」で審議・決定を行い、予算編成とあわせて検討している(実地資料7-6、7-7)。

<長所として特記すべき事項>

- ・なし

<努力課題>

- ・なし

<改善勧告>

- ・なし

[基準8] 社会連携・社会貢献

<評定>

[S A B C 不能]

[達成度評価]

- ①社会連携・社会貢献に関する方針を、当該大学、学部・研究科の理念を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。
- ②方針に沿って、社会連携・社会貢献を推進しているか。
- ③社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。

<概評>

社会連携・社会貢献に関して、「本学の教育・実践・研究機能を学外に開き、社会との連携・協力しながら、地域の保健医療福祉に貢献する社会資源として活用できる生涯学習拠点として活動する」と基本方針を定め（点検・評価報告書 p. 65）、2009（平成 21）年にヒューマン・ケアリングセンターを開設して地域支援室を設け、地域の保健医療施設、広島県廿日市市と包括協定を結ぶなど積極的に取り組まれている（資料 8-1）。看護専門職に対する継続教育や地域住民の健康増進に向けた活動が充実している。2013（平成 25）年度には、ヒューマン・ケアリングセンターの今後の方針として「地域と大学が知を共育することによる地域健康力の増進を目指すこと」を活動方針に定め、教職員および学外者には活動計画とともに文書やホームページを活用して周知が図られている（資料 8-6、資料 8-7、資料 8-8）。さらに年度ごとに活動報告書を作成し周知している（資料 8-1）。

また、2012（平成 24）年度から「阿品台いきいきプロジェクト」を立ち上げ、大学、住民および廿日市市との連携強化を図っている。このプロジェクトは地域看護学実習の場とすることで、地域住民が大学の教育に参加・協力できる機会となっている。このように、住民の健康力と地域力の活性化に向けた取り組みは時宜を得た取り組みであり評価できる。これらの取り組みが、2013（平成 25）年度および 2014（平成 26）年度において文部科学省の事業に採択されたことは、これまでの社会連携・社会貢献の活動実績によるものといえる（資料 8-21）。さらに、JA 広島総合病院の看護師が学部の演習や実習前 O S C E に参加するなど、病院と大学との連携がなされている。

地域支援室では、看護職を対象とした中国四国赤十字関連施設・看護継続教育研修会、摂食・嚥下認定看護師教育課程公開講座、看護管理カンファレンス、看護リーダー研修会および地域住民を対象とした公開講座や救急法講習会を積極的に開催しており、受講者数は増加傾向である（資料 8-1、8-15）。特に 2013（平成 25）年度には地域支援室企画の研修会は 54 回、受講者も 2,662 名におよび、看護専門職者のみならず地域への貢献度は高いと評価できる。

赤十字の理念に基づく地域貢献や国際活動は、学長をセンター長とした組織ができており、報告書も整備（資料 8-1）され、充実している。

社会連携・社会貢献の適切性の検証は、参加者アンケートをもとに、経営会議、教授会、研究科委員会、教員会議などで検討されている（点検・評価報告書 p. 67）。対象である地域住民や看護専門職のニーズを

適切に把握し、さらなる活動推進のためにも、より客観的な検証方法が望まれる。

<長所として特記すべき事項>

- ・2009（平成21）年にヒューマン・ケアリングセンターを開設し、地域支援室と認定看護師教育室を設置した。さらに大学が立地する廿日市市と包括協定を締結するなど、地元自治体、病院との連携に積極的に取り組んでいる。中でも、2012（平成24）年、2013（平成25）年度の地域支援事業、「阿品台いきいきプロジェクト」の活動により、大学、地域住民、廿日市市との連携強化を図っている。プロジェクト終了後も地域の祭りへの学生ボランティアの参加、地域看護学実習などを通じて、地域の健康支援に継続して取り組んでいる。このように地域の健康力と地域力の活性化に向けた取り組みは、時宜を得た取り組みであると評価できる。

<努力課題>

- ・なし

<改善勧告>

- ・なし

[基準9] 管理運営・財務

<評定>

[S A B C 不能]

[基盤評価]

(1) 管理運営

- ①学長をはじめとする所要の職を置き、また教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確にしていること。
- ②法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設けていること。また、必要な事務職員を配置していること。

(2) 財務

- ①【大学評価分科会評価事項】財務監査を、適切な体制、手続を整えて行っているといえること。
(私立大学) 監事による監査報告書を整備し、私立学校法第37条第3項に定める学校法人の業務および財産の状況を適切に示しているといえること。
(国立大学法人) 監事の意見を記載した書面を作成し、国立大学法人法第11条第4項に定める地方独立行政法人の業務の状況を適切に示していること。
(公立大学法人) 監事の意見を記載した書面を作成し、地方独立行政法人法第13条第4項に定める地方独立行政法人の業務の状況を適切に示していること。

[達成度評価]

(1) 管理運営

- ①意思決定プロセスや、権限・責任（教学組織と法人組織との関係性含む）、中長期の大学運営のあり方を明確にした管理運営方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。
- ②方針に基づき、適切な規程を整備し、規程に則った管理運営を行っているか。
- ③事務職員の資質向上に向けた研修等の取り組みを行って改善につなげているか。
- ④管理運営に関する検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。

(2) 財務

- ①【大学評価分科会評価事項】予算配分と執行プロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性について、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行って改善につなげているか。

<概評>

大学の理念・目的の実現に向けて、日本赤十字学園第二次中期計画（資料1-4）および日本赤十字広島看護大学中期計画（資料1-5）を定めて、組織運営の改善について組織運営体制の強化や効率的な業務執行体制の確立などの管理運営方針を明確にしておき、年度ごとの事業計画を策定している。また、このことを学内情報システム「教職員ポータル」に掲載し、教職員に周知している。

意思決定プロセスは、「日本赤十字学園寄附行為」（資料9-1-6）、日本赤十字学園理事会業務委任規程第5条（資料9-1-7）に規定し、理事会決定事項と学長の権限を明確にしている。さらに「日本赤十字学園看護大学規程」（資料9-1-8）などの規程において、意思決定にかかる職制や組織を定めるとともに、経営会議および教授会を運営することをポータルに掲載（実地資料9-5）して教職員に明らかにしている。

また、予算編成については、2013（平成 25）年度から経営会議が予算を編成することとなっている（点検・評価報告書 p. 77）

大学業務を支援する事務組織は、その分掌を明確に定めている（資料 9-1-22）が、中期計画を踏まえた組織体制、人員配置のあり方を検討し、適切な措置を講じられるよう期待する（点検・評価報告書 p. 73）。また、職員の士気の高揚および組織の活性化を目的として、「日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱」を定めて勤務評価を実施するほか、日本赤十字社等が実施する階層別研修に参加させており（点検・評価報告書 p. 72）、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動も 2011（平成 23）年以降毎年開催されていることから、大学職員としての資質向上の取り組みはされていると判断できる（資料 3-28）。

監事による監査は、私立学校法第 37 条第 3 項に定める事項について、学校法人業務の監査、財産状況の監査を実施し、監査報告書を整備している（資料 9-2-9）。予算執行に係る手続きについては、日本赤十字学園経理規程第 6 条、第 7 条および別表（資料 9-2-8）において、明確な責任体制のもと執行することを定めていると認められる。

なお、学校教育法改正に係る対応については、「日本赤十字広島看護大学組織分掌規程」第 14 条において、教授会の役割を学長が決定を行うにあたり意見を述べるものと規定しており、さらに「教授会・教員会議運営規程」および「研究科委員会・研究科教員会議規程」において、教育研究に関する重要な事項で、教授会等の意見を聴くことが必要なものを定めて（対応状況 資料-11、資料-12）、適正に対応している。

<長所として特記すべき事項>

- ・なし

<努力課題>

- ・なし

<改善勧告>

- ・なし

[基準 10] 内部質保証

< 評定 >

[S A B C 不能]

[基盤評価]

- ①自己点検・評価を定期的に行っていること。
- ②受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、必要な情報（※）を公表していること。

※ ここでいう必要な情報とは下記の事項を指す

- ・ 学校教育法施行規則によるもの
- ・ 財務関係書類
- ・ 自己点検・評価の結果

[達成度評価]

- ①質保証を積極的に行うための大学の姿勢を明らかにし、内部質保証システムを整備しているか。また、そのシステムを適切に機能させているか。

（評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する）

< 内部質保証システム >

- ・ 学外者の意見を聴取する等、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫が見られること。
- ・ 文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項に対して、適切に対処しているといえること。
- ・ 大学の諸活動における検証と見直しのシステムが実行されているかを把握していること。

< 概評 >

2008（平成 20）年度に本協会の認証評価を受けており、2009（平成 21）年以降も毎年自己点検・評価を実施している（資料 10-1）。2013（平成 25）年から「自己点検・評価委員会」を設置し、組織的に、計画的に実施されており、その成果は公的な刊行物・ホームページにより受験生を含む社会一般に対して適切に公表されている。

前回の認証評価の際の指摘事項に関しては、2012（平成 24）年度に『改善報告書』を提出し、改善に対して意欲的に取り組んでいる。継続的な課題として、看護学部の学生の受け入れに関して、適切な定員管理のための努力がなされている。

また、2014（平成 26）年 3 月に策定された中期計画では内部質保証に向けて、システムの構築・展開、到達目標の明確化・可視化、自己点検・評価の実施と評価結果の活用、第三者評価の受審と評価結果の活用に取り組むことが明らかにされているので、今後の取り組みに期待する。学外者の意見を大学運営に反映するため、2013（平成 25）年に「外部評価委員会」を設置し（資料 10-28）、定期的な開催（資料 10-29）により第三者の意見を取り入れていることは内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるために有効である。

教職員レベルでは、教員業務評価（資料 10-24）、事務職員の勤務評価（資料 10-25）が具体的な評価スケジュールをもとに実施されている。委員会レベルでは、中期計画に沿って年度ごとの事業活動について評価がされ、教授会、大学院小委員会での討議を経て、半期終了したところで学長のもと経営会議にて中間評価を行い、年度末には終了評価を行っている（実地資料 9-8、実地調査時閲覧資料「経営会議資料」）。

今後は、これらの検証や評価を、全学的に有機的に連携させ、内部質保証システムを機能させることが期待される。

ホームページに学校教育法施行規則に定める事項、財務関係書類および自己点検・評価の結果を掲載し、受験生を含む社会一般に対して必要な情報を公表している。

<長所として特記すべき事項>

- ・なし

<努力課題>

- ・なし

<改善勧告>

- ・なし

[総合評価]

<認定の可否>

[可 期限付可 否]

<総 評>

貴大学では、前回の大学評価後から「入学定員に対する入学者数比率の適切性」と「専任教員の年齢の偏りの改善」を大きな目標とし、経営部会、教授会、入試委員会を中心に改善を図る体制を構築し、徐々に改善がみられてきた。また、国内外の保健・医療・福祉の動向をとらえながら、赤十字の理想とする人道的任務を果たせるよう教育課程の改善に加え、教育研究組織や大学全体の組織改善、教育環境、学生支援方法の改善等を通じて、教育の質改善・改革に取り組んできた。

貴大学の取り組みとして、ヒューマン・ケアリングセンターを2009(平成21)年に開設して、地域支援室を設け、地域の保健医療施設、広島県廿日市市と包括協定を結び、地域住民の健康増進に向むけた活動が充実するとともに、学生の参加や住民との交流を通じて、「地域と大学が知を共有する」ことに大きく貢献していること。2012(平成24)年からの「阿品台いきいきプロジェクト」が、いっそう具体的かつ強力な連携に発展し、2013・2014(平成25・26)年度の文部科学省補助金事業となっているが、終了後も継続されており、学生が実体験を通じて、貴大学のディプロマ・ポリシーである、「看護学を知性、道徳及び応用的能力に発展させ、将来国内外で活躍できる実践力をもった看護職者への育成」されていることが、学生インタビューやアンケートから確認できた。熱意のある教職員の姿勢とその姿勢に応え成長する学生の姿が素晴らしかった。

また、看護学部教育方法として、学習効果を高めるために、「赤十字看護教育サポーター制度」や臨床看護師の演習サポートを導入し、より臨床における実践能力の獲得に向けた教育法を創設し、教員、臨床指導者が啓発し合う「臨床指導者連携会」開催を通じて、質向上に寄与している。このことは、学生が臨床実習指導等の場においても教育支援が受けやすくなり、留年・退学者の減少にも繋がっている。

一方で課題としては、実地調査では2015(平成27)年には入学者定員比率は1.14まで改善をしたものの、5年間の入学者比率は1.20と努力課題として、いっそうの改善が望まれる。

以上